入 札 説 明 書

令和6年札幌市告示第3684号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年9月6日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市環境局環境都市推進部環境政策課総括係 電話 011-211-2877 (FAX 011-211-5108) メールアドレス kan. suishin@city. sapporo. jp

3 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 電気自動車の借受 1台
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期日及び借入期間

納入期日 令和6年11月1日

借入期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日までとする。

(4) 借入場所 指定場所

(5) 入札方法

月額(請求1回あたりの賃貸借料金)で入札に付する。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所 受領期限 令和6年9月20日(金)13時00分 提出場所 上記2に同じ。
- (3) 開札の日時及び場所

令和6年9月20日(金)13時30分

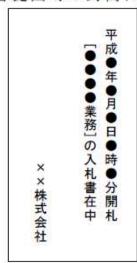
札幌市役所12階環境局執務室内(札幌市中央区北1条西2丁目)

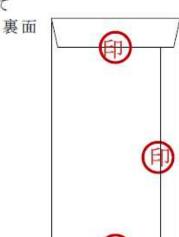
(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接提出する場合は封筒に「令和6年9月20日(金)13時30分開札[電気自動車の借受]の入札書在中」の旨を記載し、上記(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図)入札書提出時の封筒について

表面





イ 郵送により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和6年9月20日13時30分開札[電気自動車の借受]の入札書在中」の旨を記載し、上記(2)の入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- (5) 本件に対する質問

入札説明書、仕様書に対する質問がある場合は、書面(別紙2)により提出すること。

ア 提出方法

持参、送付又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和6年9月12日(木)17時15分までの間に提出すること。

ウ 質問に対する回答

原則として、令和6年9月17日(火)17時までに、本市環境局ホームページに掲載する。 なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答す るとは限らない。

(6) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入 札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。 ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行するこ とができない状態にあると認められるとき

- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (8) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時に委任状(別紙3)を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 開札

- ア 開札は、上記 5 (3) の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。 ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会 わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身 分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に12を乗じた額の100分の10に相当する額以上の 契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、 日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付 がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定め に基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に 説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはでき ない。

- (4) 落札者の決定方法
 - ア 札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格を もって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを 引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじ を直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引 くものとする。
- (5) 落札の取消し
 - 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
 - ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
 - イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
 - ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (6) 契約書の作成
 - ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約 書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとす る。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 契約条項

別紙4のとおり

入	札	書

入	术L	金	額	金	円	
調	達	件	名			

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及 びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用 を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いた します。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所入 札 者商号又は名称職 ・ 氏 名

印

入札代理人 氏 名

囙

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと(ただし、金額の訂正はできない。)。
 - 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

質 問 書

(あて先) 札幌市長

住 所 商号又は名称 代表者氏名

担当者 電話番号

調達件名) 電気自動車の借受

	質問事項
(例)	仕様書4(2)の納入場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式に寄り難い場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

委 任 状

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所委任者商号又は名称職・氏名

印

調達件名

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名

印

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

- 2 代理人(受任者)の印は、入札(見積)書に使用する印と同一の印を押印すること。
- 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

物品-第19号様式 契約書(物品の借受け:リース契約(長期継続契約)用)

契 約 書

貸借物品名 電気自動車の借受

数 量 1台

上記の物品の賃貸借について、賃借人 札幌市(以下「発注者」という。) と、 賃貸人 (以下「受注者」という。)とは、 次のとおり賃貸借契約を締結する。

- 1 契約金額(賃料) 月額 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 賃貸借期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日までとする。 ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契 約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除すること ができる。
- 3 引渡場所 発注者の指定する場所(仕様書のとおり)
- 4 検 査 場 所 発注者の指定する場所(仕様書のとおり)
- 5 仕様書等 別紙のとおり
- 6 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

発注者 札幌市

代表者 市長 秋元 克広

受注者住所商号又は名称

職・氏名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、役務(この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。)を、この契約の履 行期間内において一月ごとに履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、 契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知(第9条第2項を除く。)、請求、指示、催告、表示及び解 除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、 委託者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。 (再委託の禁止)
- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務 の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでは ない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、 あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規 定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その 他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者 に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものと する。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を 行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

- 第9条 受託者は、一月ごとの役務を完了したときは、速やかにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。) を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下 「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立まで の間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第11条 受託者の責めに帰すべき事由により一月ごとの役務を完了することができない場合 においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、当該月の月末の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は

100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる 契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられない ときは、この限りでない。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額を契約期間のすべての給付額に相当する額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定 する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に 規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の 規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 (契約の解除等)
- 第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期間内において、一月ごとの役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に 表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができ ないとき。
 - (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその

期間を経過したとき。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。
 - へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合 (へに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めた にもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
- チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するの に足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い 重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、 受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該 完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この

場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき 事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をす ることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額を一年間に 換算した額の100分の10に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過す る場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。
 - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、 当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

- 第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使用部分済みを除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第 13 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は 履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履 行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状 回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を 負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が 指示するものとする。

(契約保証金の返還等)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、 契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。 (その他)

- 第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22 年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第 57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約 状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協 議のうえ定めるものとする。
 - 注1 政府調達の適用となる特定役務の場合にあっては、第13条に次の2項を加えること。
 - 6 委託者は、第1項又は第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除 することができる。
 - 7 委託者は、前項の規定により契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。
 - 注2 個人情報取扱事務委託等の基準(令和5年1月6日総務局長決裁。以下「個人情報基準」という。)に定める特定個人情報を含まない個人情報取扱事務を委託等する場合には、第16条として次の条文を加え、「個人情報の取扱いに関する特記事項」(個人情報基準別紙3)を添付し、第16条を第17条とすること。

(個人情報の保護)

- 第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- 注3 個人情報基準に定める特定個人情報を含む個人情報取扱事務を委託等する場合には、 第16条として次の条文を加え、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」(個人情報基準別紙4)を添付し、第16条を第17条とすること。

(特定個人情報等の保護)

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって特定個人情報等を取り 扱う際には、別記「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を守らなければな らない。